

## II 各論



＜備考＞「目標事業量・平成 26 年度」の欄は、特に、目標の年度が具体的に記載されているものを除いては、計画の最終年度である 26 年度までには達成しようとするものです。

【例】

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
1	子どもの参画基本計画の策定	子どもの参画の～としで策定します。	こども、市民	未実施	策定	こども企画課
2	子どもの参画ガイドラインの策定	子どもの参画による～を策定します。	庁内各部門	未実施	22 年度策定	こども企画課

# 基本目標1 次代を担う子どもの参画の推進

## — こどもが将来に夢や希望を持てるように —

### 現状と課題

少子化の進展などにより、子どもたちが安心して遊べる場所が減少する一方で、塾や習い事へ通う機会が増え、子ども同士の遊びやふれあう機会が減少しています。

このことは、遊びやふれあいを通して培われる社会性や思いやりの涵養を阻害するなど、子どもの健やかな成長に影響を及ぼしているという指摘があります。

子どもも成長し、やがて大人になり、社会の一員として一定の役割や責任を担っていかなければならぬことから、自らの選択と意思決定により、自分の考えを表明できる主体性を育むとともに、自立する力、生きる力を身につけることが重要であり、大人への準備期間である青少年期から培われるべきものです。

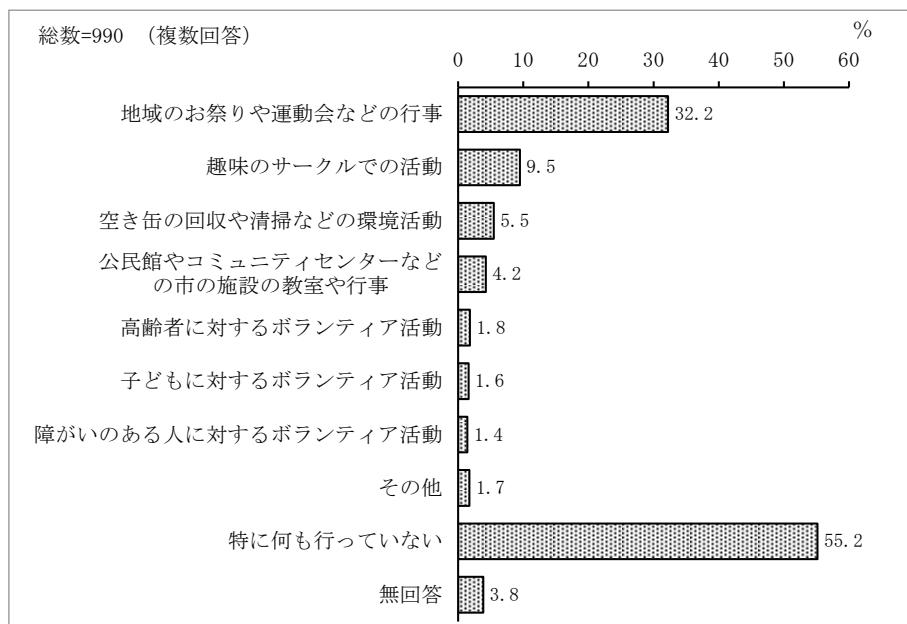
子どもに必要な力を育むためには、子どもたち自らが主体的に様々な体験の機会を手に入れることが必要です。そして、この体験を通して力をつける子どもの育ちを支援する取り組みも必要です。

また、まちづくりにも子どもの意見が重要なものとなっています。これから千葉市を担う子どもたちが、まちづくりや、日々の生活の中で色々なことを考え、積極的に意見を発することで、自分たちの未来は自分たちが決めていくとの気構えと責任を持ち、大きくなったら、その一翼を担うためにも、「子どもの参画」は重要です。

## 基本施策1 こどもの参画によるまちづくりを推進する

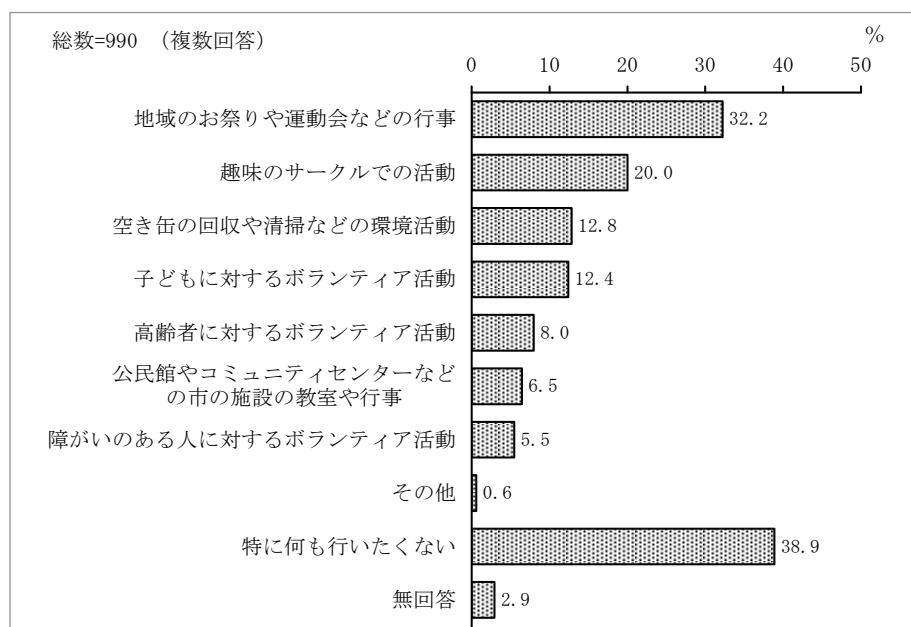
まちづくりは未来を創ることであり、未来を一番持っている子どもたちの意見が重要です。子どもたちが夢や希望が持てる社会を築くため、地域社会を構成する一員として、将来の担い手としての子どもたち自らの意見を表明し、市政やまちづくりに反映できる仕組みづくりを推進します。

図26 地域活動への参加状況（中学生・高校生調査）



出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成21年

図27 今後の地域活動への参加意向（中学生・高校生調査）



出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成21年

◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
1	こどもの参画基本計画の策定	こどもの参画の理念と方向性を整理し、普及啓発や推進体制の整備、施策展開やモデル事業の実施などのアクションプログラムを「こどもの参画基本計画(仮称)」として策定します。	こども、市民	未実施	策定	こども企画課
2	こどもの参画ガイドラインの策定	こどもの参画によるまちづくりへの理解を深めるとともに、こども視点による既存事業の見直しや、事業へのこどもの参画を円滑に推進するため、こどもの参画ガイドラインを策定します。	庁内各部門	未実施	22 年度策定	こども企画課
3	こどもの力(ちから)フォーラムの開催	こどもの参画を中心に、子どもを取り巻く様々な課題について、子ども、市民、専門家、行政がともに考える「こどもの力フォーラム」を開催します。	市民	21 年度2回開催(8月、11月)	年2回開催	こども企画課
4	こどもの力(ちから)ワークショップの開催	子どもたち(中学・高校生)の意見を市政に反映させるためのワークショップを開催します。また、子どもたちによる市政への政策提言を行う常設の「こどもフォーラム(仮称)」を設置し、移行します。	中学生・高校生	21 年度3回開催	こどもフォーラム(仮称)へ統合	こども企画課
再掲 (133)	子ども議会	* No133 を参照				
5	こどもからの提言実現モデル事業の実施	こどもの参画に対する行政からの応えの一つとして、子どもの意見を実現するモデル事業を実施します。	庁内各部門	未実施	実施	こども企画課
6	こども参画条例等の調査・研究	先進団体の状況や児童憲章、児童の権利に関する条約等についての調査研究を行い、平成 24 年度当初の施行を目指します。	こども	未実施	24 年度施行	こども企画課

## 基本施策2 こどもの自立を支援する

こどもの参画の推進には、それを支える子どもの育成も必要であり、子どもの主体性、問題解決能力、人との関わりなどについて学べる「こどものまち」や「子ども大学」などを、こどもの参画を担う子どもたちを育成する仕組みと位置づけ、子どもたちの主体的な参加を促すとともに、多様な体験を通じて対人関係や自ら課題を見つけ解決する力を養うなどの社会性の涵養を推進します。

また、子ども自身が様々な体験から「自立する力」、「生きる力」を身につけられるよう、「信頼できる大人」を育成し、こどもの自立を支援します。

### ◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
7	こどものまち開催	子どもたちが多様な体験を通じて、対人関係や問題解決能力などの社会性を涵養する「こどものまち」を、「こどもの参画」を担う子どもたちを育成する仕組みとして位置づけ、開催します。 当初は、市主体で運営しますが、将来、地域に根差した文化とするため、子育て支援団体や民間企業等が参加する実行委員会による運営を検討します。	子ども	21年度2回開催(4月、8月)、市の運営、参加者200人/日	年1回開催、実行委員会による運営、参加者500人/日、主催者会議の千葉市開催済	こども企画課
8	子ども大学への共催	大学教授などの専門家が、専門領域の話を子どもにわかりやすく教える“子ども大学”は、小学生に対する家族や社会への“参画”意識の醸成面での効果が期待できるプログラムであり、「こどもの参画」を担う子どもたちを育成する仕組みとして位置づけ、実施主体と市との共同開催とします。	小学校4～6年生	21年度共同開催	共同開催、参加者100人/年	こども企画課
9	「こどもに信頼される大人」に関する調査研究	子どもの居場所において、日々、子どもたちを見守るとともに、その相談等に応じるプレーリーダー等の「信頼できる大人」に求められるスキル(職能)と、それらを備えた人材の育成手法や登用手法等について調査研究を行い、人材の育成・登用の事業化について検討します。	市民	未実施	人材の育成・登用の事業化	こども企画課
再掲 (25)	子ども交流館の運営	* No25 を参照				

## ◇こどものまち

「こどものまち」は、開催前の企画段階から子どもが主体的に関与し、開催当日も、原則、子どもだけで“まち”を運営する「ごっこ遊び」の集合体です。

参加する子どもたちは、仕事や“まち”の中での様々な問題・課題への遭遇を通じ、労働と消費活動という社会体験とともに、他者との協働作業や協議による課題解決など民主主義の原点をも体験できます。「こどものまち」の活動を通じ、子どもが社会に主体的に参加することを学んでいくことが期待されます。

## ◇プレーリーダー

子どもは大人がいなくても、自らが遊ぶ力を持っているものです。しかしながら、近年の子どもを取り巻く空間的、時間的、人的環境のもとでは、子どもは本来の力を発揮しづらくなっています。

このような状況の中で、プレーリーダーとは、大人社会の価値観で子どもに遊びを教える指導者ではなく、子どもたちが秘めている潜在的な「遊ぶ力」を発揮できる環境づくりに努め、「危ないから」「汚れるから」と予め危険を回避するのではなく、子どもの「遊ぶ力」を信頼し、ゆとりを持ってこどもを見守る子どもの遊びのアドバイザーでありパートナーなのです。

本市では、若葉区に設置されている“子どもたちの森公園”に配置されています。

## 基本目標2 子育て家庭の「育児力」の向上

### — 自信とゆとりを持って 子育てできるように —

#### 現状と課題

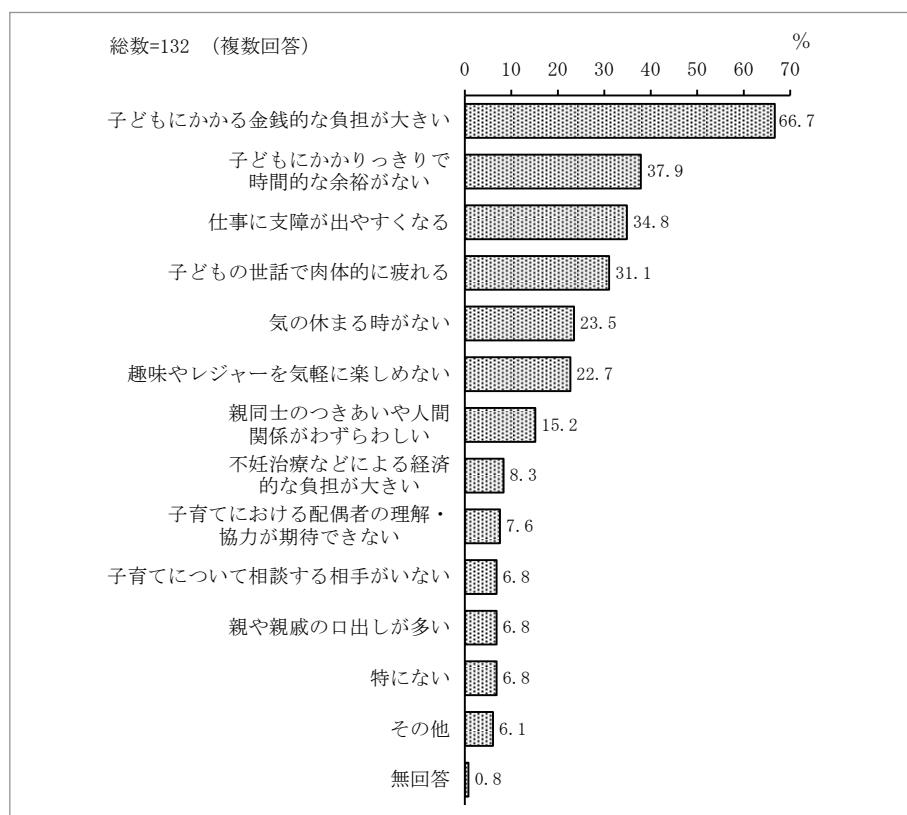
家庭は子どもにとって、親の愛情に守られながら暮らしや人に対する信頼感などをはぐくむ基本的な場であり、子どもは親からの愛情や家族のきずなに支えられながら成長していきます。こうした家庭の記憶が、自らが親となったとき、その親から子どもへ子育ての喜びや楽しみを伝えることにつながります。

その一方で、核家族化の進行、地域社会の変化等によって祖父母や兄弟など、従来育児の一端を担っていた家族の減少や、近隣関係の希薄化により、家庭の子育て力が低下し、育児の負担感、不安感の増大や孤立感、子育てにかかる経済的負担など子育て家庭を取り巻く環境は、一層、厳しくなってきています。

アンケート調査の結果では、子どもを持つことについて不安・負担と思われることとして、「子どもにかかる金銭的な負担が大きい」が過半数を占めており、また、「配偶者以外で子育ての相談・援助を頼める人はいない」と回答した人が1割を超えていました。

すべての子育て家庭を対象として、子育てに関する情報の提供や精神的な不安や経済的な負担の緩和などを図り、低下した育児力（家庭の力）を回復し、親自身の育ちを促し、安心して自信とゆとりを持った子育てができるようにすることが必要です。

図28 子どもを持つことについての不安・負担（20代・30代調査）



出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成21年

### 基本施策3 子育てに必要な情報を得られるようにする

子育てに関する情報提供については、「子育てハンドブック」などの情報誌の発行やインターネット上の掲載が一定の成果を上げています。しかし、必要な人に情報が届いていないケースも少なからず存在している可能性があることから、内容の充実とともに、積極的な周知啓発を図ります。

#### ◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
10	子育て支援総合コーディネート事業	「子育て支援館」に子育てコーディネーターを配置し、各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。 また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。	子育て中の親	子育て支援館を中心とした情報提供等を実施	内容を充実して実施	保育支援課
11	子育てハンドブック作成	各種子育て支援サービス等が、利用者に十分に周知されるよう、「子育て支援」、「各種助成制度」など、各種行政サービス等の概要を説明した冊子を、保健福祉センターなどで配布します。	子育て家庭	平成21年度 31,000部作成	継続して実施	こども企画課
12	子育てマップの作成	千葉市ホームページで提供しているしば案内マップを活用して、子育て支援サービスや施設案内などの情報を、地図上に見やすくまとめた子育てマップを作成します。 また、携帯電話で外出先からの利用も可能とします。	子育て家庭及び各種子育て支援団体	未実施	作成・配布	こども企画課
13	子育て支援情報紙「いきいき子育て」の発行	年2回、幼児期からの家庭・地域の教育力向上を図るため、子育て支援に関する情報等を提供します。	幼児、小学校の児童の保護者を中心に広く市民及び教職員	年間2回の発行	年間2回の発行	こども企画課
14	父子手帳の交付	妊婦の配偶者へ父子手帳を配布することにより、妊娠初期からの必要な情報提供を行うことで、妊娠中の夫の役割、親としての意識向上を図り、その後の育児参加を推進します。	市内在住の妊婦の配偶者	未実施	9,500冊を配布	健康企画課

#### 基本施策4 子育ての不安や悩みを解消し、家庭の子育てを支援する

子育てに関する不安感や孤立感を緩和し、安心して楽しく子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進するとともに、身近なところで相談・指導・情報提供が受けられるよう、関連機関の連携による体制の充実を図ります。

##### ◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
15	子育て支援館の運営	子育てを総合的に支援する基幹型子育て支援センターとして、親子の自由な交流・情報交換の場、各種子育て相談、育児講座、ファミリー・サポート・センター事業などを実施します。	就学前児童とその保護者	来館者数 17万 7,474人、入館組数7万4,903人(H22.3.31現在)	継続して実施	保育支援課
16	地域子育て支援拠点事業	乳児または幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の支援を行います。	就学前児童とその保護者	地域子育て支援センター7か所、子育てリラックス館10か所	地域子育て支援センター(センター型)と、子育てリラックス館(ひろば型)を合わせて24か所に増加	保育支援課
17	子育てサポート・家庭教育アドバイザー配置事業	子育てサポーターは、各区に3名ずつ配置されており、中核公民館を中心に、「子育てママのおしゃべりタイム」の中で、子育ての悩みや不安をもつ母親への相談活動や情報交換、仲間づくりのコーディネートを行います。 家庭教育アドバイザー(臨床心理士有資格者)は、各区に1名ずつ配置されており、主に子育てサポーターに対して専門的な立場から助言を行います。また、サポーターからの依頼により、子育ての悩みを持つ母親に直接助言を行います。	公民館で活動する子育てサークルや家庭教育学級等の参加者及び子育てに関する悩みを持つ親等	子育てサポーターの相談活動は、延べ70回程度	子育てサポーターの研修等を通じて、質的向上を図るとともに、本事業をより多くの方に周知	生涯学習振興課

## 基本施策 5 子育て家庭を経済的に支援する

子育てに対する経済的な支援へのニーズには高いものがあり、引き続き、子ども手当の給付や子どもの医療費に対する自己負担の軽減などを通じて、子育てのライフステージを通じた経済的支援の充実などを図るとともに、国の制度の充実を要望していきます。

### ◇計画事業

No.	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
18	子どもの医療費に対する助成	保険診療の範囲内で、保護者負担額を除いて医療費の自己負担額を助成します。 就学前児:通院、入院(平成18年8月から)	小学校就学前までの児童の保護者	入院、通院とともに小学校就学前の児童が対象	助成対象の拡充	こども企画課
19	子ども手当	中学校修了前までの児童を養育する保護者に手当を支給することにより、次世代の社会を担う子どもに成長と発達に資することを目的とします。 児童1人あたり月額26,000円(平成22年度13,000円)を支給します。	中学校修了前までの児童を養育する保護者	未実施 (児童手当を支給)	国の制度改正に合わせて実施	こども企画課
20	高校授業料不徴収	高校の授業料を実質的に無償化します。	市立高等学校へ就学する生徒を持つ世帯	未実施	国の制度改正に合わせて実施	学事課
21	出産育児一時金	出産費用の負担を軽減するため、国民健康保険被保険者の出産時に、出産児1人につき39万円(産科医療補償制度対象の場合は42万円)の出産育児一時金を支給します。	国民健康保険被保険者	1,220件	継続して実施	健康保険課
22	助産施設	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産に要する経費を支給します。	経済的に入院助産を受けられない妊産婦	2施設、30人	継続して実施	健全育成課
23	私立幼稚園就園奨励費補助金(市単、国庫補助)	私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、助成金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園就園を奨励します。	千葉市に住民登録がありかつ居住している私立幼稚園在籍園児の保護者	補助対象者数17,551人	引き続き保護者の負担軽減を図る	保育支援課
24	幼児2人同乗用自転車助成事業	少子化対策や子育て支援の観点から、幼児2人同乗用自転車の普及が促進されるよう、助成制度の導入などについて検討を行います。	市内在住で未就学児童がいる世帯	未実施	実施	こども企画課

## 基本目標3 地域の「育児力」の向上

### — 地域全体で 子育てを支える —

#### 現状と課題

以前は、ガキ大将を中心とした異年齢の子どもたちの集団（群れ）の中で、子どもは社会性を身につけ、それをカミナリ親父に代表される地域の“目”が暖かく見守ることで、家庭の育児の負担を軽減していました。

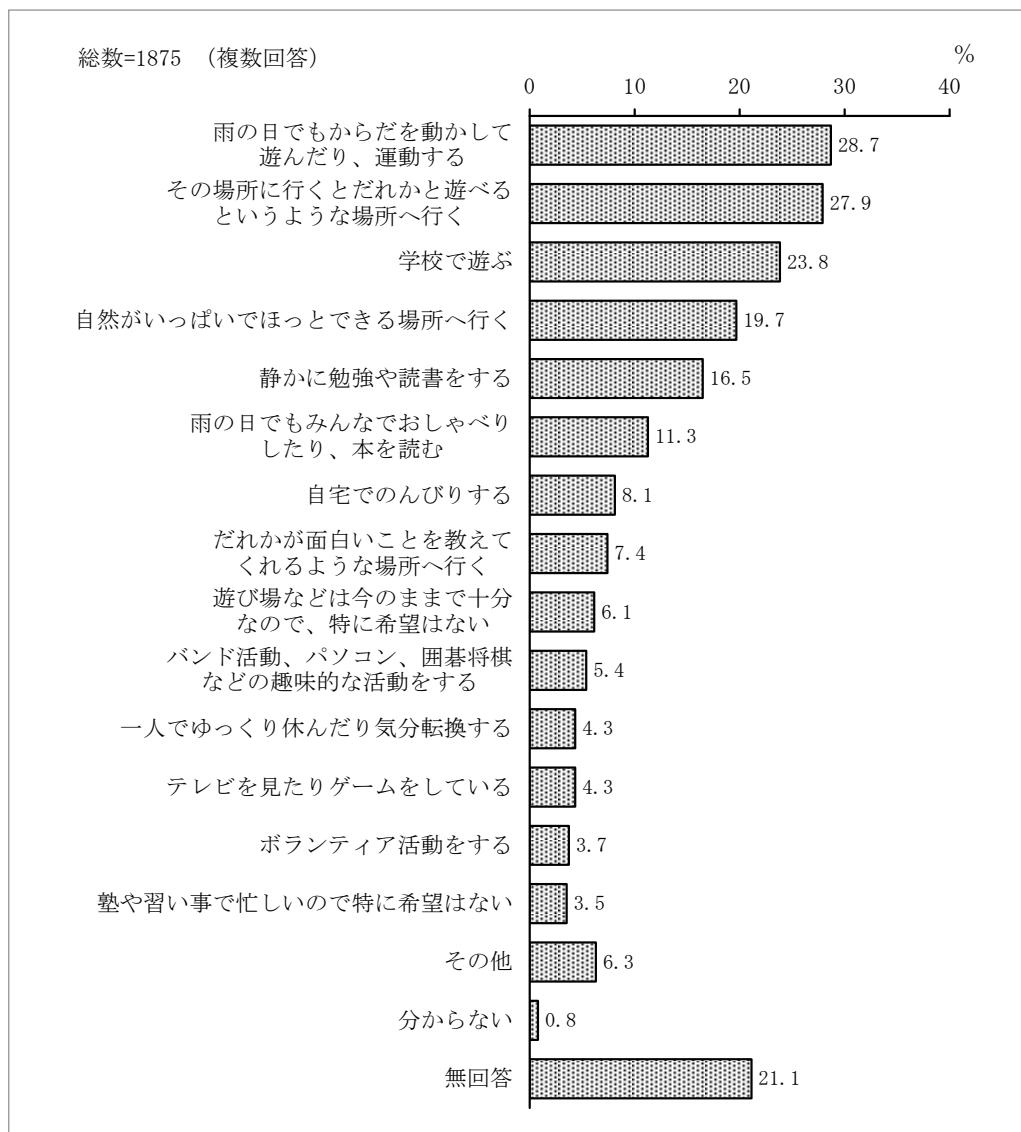
しかし、都市化の進展や核家族化の進行は、地域における子どもの居場所や活動の機会を減少させるとともに、親同士、子ども同士さらに異なる年齢・世代や家庭間の交流を難しくさせており、このような中で、子育て家庭は孤立化し、いわゆる“孤育て”に陥ってしまうおそれがあります。アンケート調査でも、女性の2割弱が「配偶者以外で子育ての援助に乗ってくれる人はいない」と答えています。

子どもの居場所についてのアンケート調査結果では、子どもの平日の過ごし方の希望として、3割弱の方が「雨の日でも体を動かして遊んだり、運動する」、「その場所へ行くと誰かと遊べるというような場所へ行く」と答えています。また、放課後の子どもの居場所の1つとなっている子どもルームの利用希望者は、現在利用している人を含め 25.5%に達しています。これらのことからも、子どもの居場所については、平日、土・日曜日を問わず、子どもが日中過ごせるような「子どもの居場所」のニーズが高いことがわかります。

こうした子どもや子育て家庭のニーズに対応するため、行政の支援に加え、民生委員・主任児童委員、青少年育成委員会、育児サークル、NPO、子ども会などのさまざまな人材や団体、保育所、幼稚園、小学校など地域にある資源をネットワーク化することや、すでに子育てを終えた高齢者などの知識・経験を生かした取り組みを行うなど、地域全体で支える環境づくりや、人材の育成・確保など、地域ぐるみでの支えあいを一層進め、昔のような地域の力を回復させる必要があります。

子どもの健全育成に関しても、子ども同士が遊びを通じて仲間づくりができるように、放課後等における児童の健全な育成の推進も重要です。

図29 平日の子どもの過ごし方の希望（小学校児童家庭調査）



出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成21年

## 基本施策 6 地域における子どもの居場所を確保する

地域における子どもの健全育成を図るため、子ども交流館を児童の健全育成の拠点施設とし、子どもたちの交流や、スポーツ・音楽など子どもたちの様々な活動を支援します。

また、放課後子ども教室や子どもルームの推進および連携とともに、地域の中に、既存施設を活用した子どもの遊び場や居場所を確保するなど、子どもの居場所づくりについて検討し、子どもたちが学習や遊びなどの活動を行いやすい環境を整えます。

学校施設は、子どもたちに親しみのある活動場所であり、身近な地域にあることから、放課後や休日における子どもの居場所としての講座や教室、サークル活動での活用を推進します。

また、子どもたちの森公園プレーパークに配置されているプレーリーダーのような信頼できる大人の配置について検討するとともに、子どもたちが平日の放課後や休日に、公民館等を活用して自主的に参加し、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

### ◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
25	子ども交流館の運営	子どもの参画の推進および児童の健全育成の拠点施設として、市内の中心部に、子どもたちの交流の場、スポーツ・音楽など、子どもたちのさまざまな活動を支援します。	18歳未満の児童とその保護者	来館者数 30万 3,366 人、登録者数 6万 5,050 人 (H22.3.31 現在)	継続して実施	こども企画課
26	放課後子どもプラン推進事業	放課後子ども教室推進事業、放課後児童健全育成事業(子どもルーム事業)の推進および両事業の連携により、総合的な放課後対策事業を実施します。	放課後子ども教室コーディネーター・子どもルーム指導員等	放課後子どもプラン合同研修会実施	継続して実施	生涯学習振興課 健全育成課
27	放課後子ども教室推進事業	放課後の児童の安全・安心な居場所づくりのため、小学校の校庭や体育館、余裕教室等を活用し、地域の人たちや保護者等のボランティアによる協力を得て、スポーツ・文化活動、学習機会の提供等を実施します。	小学生	全小学校で実施(120 校)	継続して実施	生涯学習振興課
再掲 (70)	子どもルーム整備事業	* No70 を参照				
再掲 (71)	子どもルーム運営事業	* No71 を参照				
28	子どもの居場所のあり方	子どもの居場所について、あり方を検討し、子どもの居場所に関する方針を作成します。	子ども	調査研究	方針作成	こども企画課

29	こどもカフェ(仮称)の設置	子どもが信頼できる大人がいる「こどもカフェ(仮称)」を、子どもの身近な場所に、既存施設等を活用して設置します。	子ども	調査研究	設置	こども企画課
再掲 (9)	「こどもに信頼される大人」に関する調査研究	* No9を参照				
30	特別教室開放推進事業	土・日曜日に、小学校の特別教室を開放し、子どもの健全育成、地域活動の活性化及び生涯学習の振興を図ります。	地域の子ども、住民	花見川区(瑞穂小)と緑区(扇田小)で実施	継続して実施	生涯学習振興課
31	公民館主催事業(少年教育)	公民館主催の少年教育事業の一環として、少年に学習機会を提供するための講座を開設します。また、こどもたちの学習ニーズにより対応した講座の開設を図ります。	児童生徒	少年教育関係の各種講座は、全館で250事業程度を予定	継続して実施	生涯学習振興課
32	公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	団体・グループ活動の中心となるリーダー等の養成の一環として、子どもを対象とする活動に携わるリーダー・ボランティアの養成を図り、各種活動の充実に努めるとともに、社会のニーズにより適合した講習会等の充実を図ります。	子どもに関連する活動を行っている市民	指導者およびリーダー研修の各種講座は、6事業程度を予定	継続して実施	生涯学習振興課

## 基本施策7 地域における子どもの活動の機会を提供する

子どもの知的興味や関心をはぐくみ、学校では体験できない多様な活動を充実させるため、青少年育成委員会や青少年相談員、体育指導委員など地域の人材が中心となって、子どもたちに、体験型の活動を提供します。

また、子どもたちがスポーツの楽しさを感じるとともに、健全な体を発達させることのできるよう、地域におけるスポーツやレクリエーションの活動の活発化を促します。

### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
33	「(仮称) 檜橋地域福祉活動施設」の整備	子どもから高齢者まで広く地域住民が利用し、子育て支援や世代間交流等の地域福祉活動を行う場を提供するため、「(仮称) 檜橋地域福祉活動施設」を設置します。	子ども、高齢者を含む地域住民	検討中	設置	地域福祉課
34	「(仮称) 小中台地域福祉活動施設」の整備	子どもから高齢者まで広く地域住民が利用し、子育て支援や世代間交流等の地域福祉活動を行う場を提供するため、「(仮称) 小中台地域福祉活動施設」を設置します。	子ども、高齢者を含む地域住民	検討中	設置	地域福祉課

35	青少年育成委員会活動事業	<p>地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年問題関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進する青少年育成委員会の活動費用を補助します。</p> <p>＜活動例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の健全な団体グループ活動への参加を奨励したり、保護者の自覚を促し、家庭を健全にするための諸活動。</li> <li>・危険箇所点検活動やたまり場巡回指導など青少年を取り巻く有害環境の排除と健全な環境づくり等の青少年の非行化、事故防止に関する諸活動。</li> <li>・球技大会やキャンプ、音楽会など体育やレクリエーションに関する諸活動。</li> </ul>	56 中学校区育成委員会、各地区の青少年	年度当初に予定していた各行事の遂行と充実を図りながら、行事を進めている	各中学校による行事の更なる充実を図るとともに、多くのアイデアを取り入れながら工夫を凝らした、行事を進める	健全育成課
36	青少年相談員活動事業	<p>地域社会での青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年と一緒にになり、ともに喜び、ともに語り、青少年のよき相談相手となることを目的とする青少年相談員の活動費用を助成します。</p> <p>＜活動例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人活動 地区の青少年実態把握や関係機関の紹介</li> <li>・地区活動 地区青少年の団体やグループ育成、健全育成事業の実施（映画会、キャンプ、各種スポーツ大会、音楽会など）</li> <li>・連携活動 地域環境づくり、市全域の健全育成行事への参加など（環境浄化活動、標語コンクール、青少年のつどいの大会など）</li> </ul>	市内の青少年及び青年指導者、市内の青少年相談員	「つどい大会 in マリンスタジアム」を計画し、昨年より多くの青少年の参加者数見込んでいる	青少年相談員全体の最大イベントである「つどい大会」の充実を図る	健全育成課
37	公民館完全学校週五日制対応事業（講座等）	完全学校週五日制の導入を契機とし、新たに学校休業日となった土曜日を中心に、児童生徒、一部その保護者とともに参加できる「体験型」の学習の場を提供します。	児童生徒及び保護者	週五日制に伴う土曜日の各種講座は、60事業程度を予定	子どもたちのニーズにより対応したものになるよう、その充実を図る	生涯学習振興課
38	体育指導委員事業	小学校地区ごとに体育指導委員を委嘱し、子ども、高齢者を含む地域住民を対象としたレクリエーション・スポーツ活動の企画・運営・指導を行います。	子ども、高齢者を含む地域住民	少年球技大会を 21 ブロックで開催。100 教室程度のスポーツ教室を開催	継続して実施	社会体育課
39	スポーツ施設管理事業（スポーツ広場等）	子ども、高齢者を含む地域住民が、気軽にスポーツ等に親しむ環境づくりを目指し、スポーツ広場・運動広場の管理運営を行います。	子ども、高齢者を含む地域住民	スポーツ広場（2か所）、運動広場（20 か所）でスポーツ活動を実施	継続して実施	社会体育課

40	学校体育施設開放事業	スポーツの場の不足を解消するため、学校体育施設を開放し、市民の体力づくりとコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場をつくります。	子ども・高齢者を含む地域住民	市内の学校 120校(校庭・体育館)、中学校 56校(校庭・体育館)、武道場(中学校 11校)の体育施設を市民に開放	継続して実施	社会体育課
41	公民館整備	子ども対象の講座や市民のための各種講座を行うとともに、地域の拠点としての学習活動の場を提供します。	子ども・高齢者を含む地域住民	おゆみ野第二公民館(仮称)及び真砂公民館(仮称)用地の取得	公民館の未設置地区の解消を優先的に進める	生涯学習振興課

### 基本施策 8 学校・家庭・地域の連携と子育てを支える人づくり

学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を高めるため、学校行事やPTA活動、子ども会活動などを連携させ、特色のある地域活動を推進します。

また、子育てを終えた方々を中心に、地域に住む市民が様々な形で子育てに関わることのできる仕組みとして、モデル的に実施している地域の子育てフォーラムの支援を通して、地域の「育児力」の充実を促します。

異年齢、多様な世代との交流は子どもたちの視野を広げ、協調性と主体性を高めるための良い機会となることから、積極的に機会の拡大に努めます。

#### ◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
42	第2期千葉市地域福祉計画(仮称)(平成 23 ~27 年度予定)の策定	社会福祉法に基づく、地域住民自らが支え合い、助け合うまちづくりを推進するための計画。千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を活用し、第1期の計画(平成 18~22 年度)に続き、公助を中心とした第2期計画(平成 23~27 年度予定)を策定します。	市民、地域福祉活動団体	策定中	策定	地域福祉課
43	第2期区地域福祉計画(仮称)(平成 23~27 年度予定)の策定	社会福祉法に基づく、地域住民自らが支え合い、助け合うまちづくりを推進するための計画。区地域福祉計画推進協議会を活用し、第1期の計画(平成 18~22 年度)に続き、自助・共助を中心とした第2期計画(平成 23~27 年度予定)を各区で策定します。	区民、地域福祉活動団体	策定中	策定	地域福祉課

44	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	学校・家庭・地域の三者が連携して、各地域の特色ある地域活動を推進することによって、子どもの地域に対する愛着をはぐくみます。	中学校区を単位として市立小・中・特別支援学校の児童生徒	全中学校区でまちづくり推進会議を組織し、清掃や花植えなど地域の特徴を生かしたまちづくり活動を展開	他課の事業との連携を進め効率化を図る	指導課
45	保育所(園)地域活動事業	保育所の専門機能を活用し、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。	地域の子育て中の親子、高齢者、その他	一部の小規模保育所を除く全ての保育所(園)で実施(93か所)	一部の小規模保育所を除く全ての保育所(園)で実施(102か所)	保育運営課
46	子育てフォーラムへの支援	地域における子育て支援の地域ネットワークの構築などを視野に入れ、地域に活動しているさまざまな団体、個人が、子育て支援の情報交換の場として実施している地域の子育てフォーラムを支援します。	子育て家庭及び各種子育て支援団体	地域子育てフォーラム4か所(小中台、若葉、おゆみ野、美浜)	継続して支援	子ども企画課
47	地域保健推進員活動【乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)】	地域保健推進員(市長委嘱のボランティア)が、2か月児の家庭を訪問します。	2か月児	地域保健推進員 182人、訪問件数 9,600 件	地域保健推進員の配置について地域格差をなくし、更なるサービスの向上を図る	健康企画課
再掲(12)	子育てマップの作成	* No12 を参照				
48	ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預かってほしい会員に対して、育児を応援をしたい会員を紹介し、会員相互の援助活動を支援します。	市民	センターを子育て支援館に移転するとともに、利便性を拡充	事業内容の充実を図る	保育支援課

## 基本目標4 仕事と家庭生活の両立支援

### — 働きながら 子育てをする —

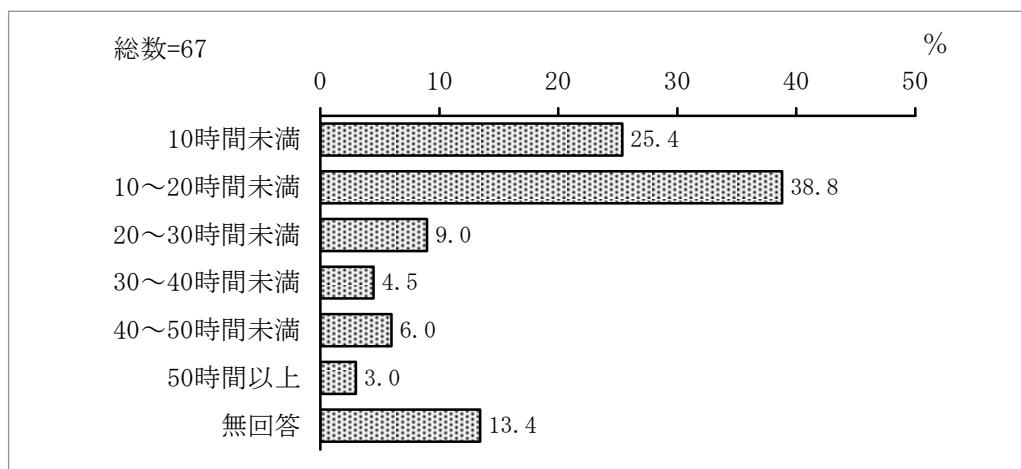
#### 現状と課題

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、考え始める人が増えてきており、企業においてもその取り組みの機運が高まりつつあります。安定した仕事による経済的自立、家族とともに過ごせる時間の余裕、子育てや介護と仕事との両立などが、安定的な生活の基礎となります。

とりわけ、共働きの家庭やひとり親の家庭にとって、就労と子育ての両立は日々の大きな課題です。特に、保育所入所待機児童の解消は、喫緊の課題と言えます。就労と子育ての両立を支援していくためには、就業状況や家庭環境、こどもを預ける事情などの多様化に対応して、保育所、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、子どもルームなどのさまざまな保育サービスを充実させ、「利用したいときに利用できるサービス」を整備する必要があります。

また、アンケート調査からは、子どものために親が仕事を休んだりすることの難しさや子育てにおける父親の役割に対する期待の高さが認められます。これらのことから、仕事と家庭生活の両立に関する企業や市民の理解と環境づくりを促す取り組みを進め、子育て家庭にやさしい働き方や男女がともに担う家庭生活づくりを目指していくことも重要です。

図30 フルタイムで働いている夫の週平均残業時間（20代・30代調査）



出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成21年

## 基本施策9 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育て家庭の仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を支援するため、企業や地域に対する啓発活動を行います。また、地域における子育て支援として、ファミリー・サポート・センターの周知を図ります。

### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
49	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と家庭生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするため、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の一環として、一斉定時退庁を実施します。	市職員	実施	継続して実施	男女共同参画課 保育支援課
50	次世代育成支援対策の推進体制の検討	民間企業、保育、教育、医療関係者などと連携を図り、市民等への各種情報の提供、各種イベント、シンポジウム等を通じて、次世代育成支援のための幅広い普及啓発活動を進める中で、市民の理解の醸成を図ります。 また、事業主における次世代育成支援などの取組みの普及・促進を図ります。	市民、事業主、関係団体	検討	体制整備	こども企画課
51	子育てにやさしい働き方を目指す企業に対する入札優遇制度	入札参加資格者登録時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定企業に対し、主観点数の加点を行います。	市内企業、準市内企業	実施	継続して実施	契約課
		労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするには、企業の自主的な取り組みが不可欠です。その環境整備に積極的な企業に対して、市の入札制度の中で、契約上の優遇について検討します。		入札制度等について検討	関係課と協議しながら、契約上の優遇制度を充実	男女共同参画課 こども企画課
52	男女共同参画事業者登録制度	仕事と子育ての両立支援、性別に関わらず登用するなど、男女が共に働きやすい職場環境づくりをしている企業を募り、登録事業者とし、登録証を発行します。	市内企業	H22年度からの新規事業	制度の周知及び登録事業者を拡大	男女共同参画課
53	男女共同参画優良事業者表彰	仕事と子育ての両立支援、性別に関わらず登用するなど、男女が共に働きやすい職場環境づくりをしている企業を表彰します。	市内企業	男女共同参画を推進する優良事業者を表彰	継続して実施	男女共同参画課

## 基本施策 10 男女が共に担う家庭生活づくり

男女ともに子育て支援と仕事の調和の取れた生活を送れるよう、広く市民や家庭に対して意識啓発や支援を行います。

### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
54	企業の社内研修等の場を活用した出前講座	結婚前の方や子育て中の方に、企業の社員研修等の場を活用して、「家庭教育講座」などの出前講座を実施するとともに、その場を活用して市の子育て支援に係る情報の提供を行います。	事業主、勤労者	出前講座の中で実施	継続して実施	こども企画課
55	父親の育児休業取得の推進	事業主等に対して、父親の育児休業取得促進や子育て期間中の勤務時間短縮などについての普及・啓発を行います。	事業主、子育て中の父親	出前講座の中で実施	継続して実施	こども企画課
56	職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進	育児休業や介護休業、子育て期の勤務時間短縮等措置など、家庭生活等との両立を支援する制度について情報誌等で情報提供を行います。	事業主、勤労者	情報誌「ハーモニーちば」を年2回発行	継続して実施	男女共同参画課
				業界紙「ゆるり」に記事を掲載し、年4回、25,000部発行。「働く市民のガイドブック」を5,000部発行	業界紙掲載は同様の内容を毎年続け、「働く市民のガイドブック」については、3年に1度改訂し発行	産業支援課
57	子育て支援関係事業における父親の育児参加奨励	地域子育て支援センター等において、父親の育児参加を促進する講座やイベントなどを実施します。	子育て中の父親	催し等の企画を実施	子育て親子間の交流を促進する企画を拡充	保育支援課
58	男女共同参画推進啓発事業	ゆたかな男女共同参画社会を目指して講演会、情報誌発行などの啓発を行います。	市民	ハーモニー講演会、職員対象講演会を開催するとともに、人権啓発資料などを作成	継続して実施	男女共同参画課
59	女性センター運営事業	男女共同参画を進めるための調査・研究や情報の収集・提供、各種講座・イベントの実施、専門のカウンセラーによる「女性のための生き方相談」、団体などの交流・ネットワークなどの事業を実施します。	市民	調査研究事業、研修学習講座、女性センターまつり、女性フォーラムなどを実施	継続して実施	男女共同参画課

60	男女共同参画週間	男女共同参画社会の推進に向けての啓発、ポスターPRなどを12月に実施します。また、男女共同参画の推進に著しく貢献し、又は積極的に取り組んでいる事業者の方の表彰を行います。	市民、事業者	ポスターを作成するなど男女共同参画週間の啓発を図る	継続して実施	男女共同参画課
61	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす苦情及び相談受付	男女共同参画施策についてのご意見、性に基づく人権侵害に対する被害者救済などについての相談を行います。	市民	苦情処理、相談の実施	継続して実施	男女共同参画課
62	就職サポート事業	求職者に職業適性や面接の対処方法、履歴書や職務経歴書の書き方指導などの個別指導を行います。	市民	キャリアカウンセリングやセミナーの実施	継続して実施	産業支援課

## 基本施策 1.1 質の高い多様な保育サービスを提供する

### (1) 保育所の待機児童の解消

近年、本市の要保育児童は増加傾向にあり、これに対応するため、平成 20 年 9 月に「待機児童解消に向けた緊急 3 か年整備計画」を策定し、重点的な整備を行ってきました。

しかしながら、経済状況の悪化などの影響により、潜在的な保育需要が顕在化し、平成 21 年 4 月現在、318 人の保育所待機児童が発生しています。

このままでは待機児童の解消に至らないことが見込まれ、また、将来的に、少子高齢化の進行を含む社会経済環境の変化に起因する就労者・就労希望者の増加に伴い、保育需要は一層増大することも予想されることから、平成 22 年 2 月に、既存施設の有効活用を方針の柱の一つとする新たな整備計画「待機児童解消に向けたアクションプラン 2010」を策定しました。

今後は、「待機児童解消に向けたアクションプラン 2010」に基づき、既設の保育所・幼稚園等の既存施設も有効に活用しながら、保育所の新設・増改築・定員変更等を継続・拡充実施していくとともに、認可保育所以外の施設等で提供される多様なサービス【P58】を組み合わせ、待機児童の解消に努めます。

#### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
63	認可保育所の整備等	<p>①認可保育所の新設 保育需要や待機児童の動向を注視しながら認可保育所を新設します。</p> <p>②保育所の改築 老朽化した民間保育園を改築し、併せて入所定員を増やします。</p> <p>③保育所の定員変更(定員増) 待機児童が発生し、又は発生が見込まれる地域の民間保育園の増築や分園設置を促進することなどにより、入所定員を増やします。</p> <p>④保育所定員の弾力化 入所定員の弾力化(施設・設備等の基準を満たす範囲内で、定員を超えて保育を行う)を継続して実施します。</p>	市立保育所・民間保育園	入所児童数 10,906 人	入所児童数 12,805 人	保育支援課

## (2) 働き方に合わせた多様な保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化に対応するため、利用者の保育ニーズを十分に踏まえ、サービスの充実に努めます。

### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
64	休日保育事業	日曜日・祝日、年末の保育需要に対応するため、休日の保育を認可保育所で実施します。	日曜・祝日等に保護者等の勤務により保育をする人がいない児童	民間保育園3か所で実施(中央区、緑区、美浜区)	民間保育園6か所で実施(全区)	保育運営課
65	一時預かり事業	保護者の疾病、冠婚葬祭、または育児疲れ等による保育需要に対応するため、認可保育所および一部の保育ルームで、一時にサービスを実施します。(原則1か月当たり7日限度)	保護者の就労や育児不安、傷病等により一時的に保育を必要とする就学前児童	市内19保育所(園)で実施	市内37保育所(園)で実施	保育運営課
66	特定保育事業	保護者の断続的・短時間就労等、多様化する就労形態に基づく保育需要に対応するため、認可保育所において保育サービスを提供します。(週2日または週3日)	パートタイム勤務や育児短時間勤務の保護者の就労等により保育を必要とする就学前児童	市内19保育所(園)で実施	市内26保育所(園)で実施	保育運営課
67	延長保育事業	保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、通常の保育時間(午前7時から午後6時まで)を超えて保育を必要とする児童について、午後8時(一部の保育所は午後7時)まで保育を行います。	保育所入所児童	市内97保育所(園)で実施	市内122保育所(園)で実施	保育運営課
68	産休明け保育事業	産休明けにより保育に欠けることとなる乳児について、指定する市立保育所・民間保育園において通常の保育時間の範囲内で保育を行います。	原則として生後57日目から3ヶ月未満の保育に欠ける乳児	市内96保育所(園)で実施	市内121保育所(園)で実施	保育運営課
69	障害児保育事業	障害を有する就学前児童で、保護者の就労等の事由により保育に欠ける者について、市立保育所・民間保育園において集団保育を行います。また、発達障害児の保育の充実を図ります。	日々通所が可能な心身の障害を有する保育に欠ける就学前児童	全ての保育所(園)で受入れ	全ての保育所(園)で受入れを継続して実施。発達障害児への対応として保育士を加配	保育運営課

### (3) 子どもルームの充実

就労等で昼間保護者のいない家庭の主に小学校低学年児童に、遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るための環境整備を推進します。

#### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
70	子どもルーム整備事業	小学校低学年の児童を対象に授業終了後に遊びと生活の場を提供するため、小学校の空き教室及び公共施設等を活用し整備します。 原則、全小学校区に子どもルームを設置することを目標とし、併せて待機児童が多数発生しているルームは増設を図り、また、狭隘、老朽化している施設の改善も図ります。	就労等で昼間家庭に保護者のいない、原則小学校1～3年生の児童	117か所(107小学校区) (H22.4.1現在)	全小学校区に設置	健全育成課
71	子どもルーム運営事業	平日は、午後1時から6時まで(希望により7時まで延長)、土曜日は、午前8時30分から午後4時30分まで運営します。 運営に当たっては、指導員の適正配置、指導体制、研修の実施を行うとともに、処遇の改善を行います。	就労等で昼間家庭に保護者のいない、原則小学校1～3年生の児童	利用児童数 6,193人 (利用率 23.4%)	利用児童数 7,591人 (利用率 29%)	健全育成課

### (4) 保育所・子どもルーム以外での多様なサービスの提供

保育所以外でも提供される多様なサービスについて、利用者の選択の幅を広げます。

#### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
72	家庭的保育事業	保育所に代わり有資格の「家庭的保育員」が自宅で少人数の保育を実施します。	保育に欠ける満3か月から3歳未満までの児童	家庭的保育員登録者数 16人	制度の見直しや研修の拡充実等により、登録者数を拡大	保育運営課
再掲 (48)	ファミリー・サポート・センター事業	* No48 を参照				
再掲 (223)	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	* No223 を参照				
再掲 (224)	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	* No224 を参照				

73	病児・病後児保育事業	病気回復期などにあるため保育所等に預けることができず、保護者が就労等により、家庭での育兾が困難な児童を、診療所に併設した施設で保育を行います。	病気回復期の児童(0歳から小学校低学年児童)	7か所	12か所	保育運営課
74	保育ルーム助成事業	認可外保育施設のうち助成基準を満たし保育ルームと認定した施設に、保育に欠ける児童が入所した場合に、その保育料の軽減と保育の向上のため、入所児童数に応じて助成します。	保育ルーム設置事業主	市内 59 か所	現行制度を継続して実施するとともに、3歳未満児の受入れ促進のための新たな制度を検討、実施(新たな制度に基づく施設 11 か所)	保育運営課
75	企業内保育所助成事業	企業内保育所に対する助成の充実を図ります。	企業内保育施設設置事業主	実施	継続して実施	保育運営課
76	私立幼稚園預かり保育助成事業	幼稚園において延長保育を希望する人に対して、2時間以上の預かり保育を行う場合、保育にかかる教材費の一部補助を行います。 また、長期休業中も含めた長時間の預かり保育を実施する体制を整備し、共働きや子育てへの支援、保育所待機児童の減少及び幼児教育の振興を図ります。	幼稚園	補助対象園数 83 園	引き続き継続して実施。保護者の就労を支援する預かり保育の制度の創設について検討し、実施	保育支援課
77	私立幼稚園の障害児保育助成事業	障害を持つ園児を受け入れている園に対して経費の一部補助を行います。	幼稚園	補助対象園児数 130 人	引き続き特別支援を要する園児の就園奨励、保護者負担の軽減及び特別支援教育の振興を図る	保育支援課

## (5) 保育サービスの質の向上

保育所保育指針の改定に伴い策定した千葉市保育所アクションプログラムに基づき、保育士等自己評価の実施や保育士等に対する研修の充実・強化を図り、保育の質の一層の向上を図ります。

### ◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
78	保育士等の自己評価の実施	子どもの健やかな育ちを保障し、よりよい保育を展開していくため、保育士等の自己評価を実施し、継続的な保育の質の向上を図ります。	市立保育所・民間保育園の職員	検討	実施	保育運営課
79	保育所(園)職員研修事業	保育士が保育現場で求められる多様な課題への対応やそれぞれの職階に与えられた要請への対応に必要な、専門的かつ高度な知識や技術を習得するため、職種別研修や階層別研修などを行います。	市立保育所・民間保育園等の職員	実施	研修内容の整理や体系化により、効果的な研修計画を構築し、研修内容の充実強化を図る	保育運営課
80	子どもの健康及び安全の確保	看護師等専門職員の確保や嘱託医・関係機関との密接な連携により、保育所(園)が子どもにとって健康で安全に生活できる場となるよう努めます。 また、発達障害児の保育の充実を図ります。	市立保育所・民間保育園	実施	発達障害児への対応として保育士を加配し、保育の充実を図る	保育運営課
81	保育を支える基盤強化事業	保育士等の自己評価等を踏まえ、保育所(園)の自己評価を実施し、子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、保育の一層の充実を図ります。 また、複雑・多様化する保護者からの要請・相談に対応する保育士等のために心理アドバイザーを配置します。	市立保育所・民間保育園	検討	実施	保育運営課
82	保育所(園)の第三者評価	保育所で提供されるサービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。保育の質を高めるため、保育士等の自己評価、保育所(園)の自己評価に加え、第三者評価の実施についても普及を図ります。	市立保育所・民間保育園	実施に係る検討	保育所(園)への適切な情報提供等により、第三者評価事業の普及を図る	保育運営課

国では、平成 22 年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について検討が行われています。

ここまで示された「基本施策 11 質の高い多様な保育サービスを提供する」の各事業については、こうした国の検討状況・検討結果を踏まえ、適宜、修正・変更を行っていきます。

また、公立保育所のあり方についても、国の保育制度改革等の動向を注視しながら、必要に応じて検討していきます。

## 基本目標5 子どもと母親の健康づくり

### — 安心して子どもを産み育てられるように —

#### 現状と課題

少子化や核家族化の進行により、出産や育児に不安を持つ妊産婦が増えており、安心して出産・育児ができるよう、出産前後の心身のケアが大切と言えます。

また、乳幼児を抱える母親の育児不安が増大しており親子の心の問題や不慮の事故による死亡など、新たな母子保健をめぐる課題が見受けられます。

また、学齢期においては、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための基礎を培う大切な時期なので、健康診断を通じた疾病の早期発見、早期対応の取り組みや適切な生活習慣の育成による予防など、学校保健における保健管理と健康教育を一層充実していくことが重要です。

さらに、思春期における喫煙や飲酒の影響等についての正しい知識の普及に努めることも必要です。

#### 基本施策12 安心できる出産・育児と子どもの健康増進を図る

母親が安心して妊娠・出産できるよう出産や育児に関して悩みを持つ人に対して、専門的な相談に応じ、適切なアドバイスを行うとともに、乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう、子どもや母親の健康の増進に努めます。

また、母乳哺育は豊かな母性をはぐくむともいわれており、子どもの健やかな成長と豊かな母子のコミュニケーションを促進するため、母乳哺育を推進していくことが望まれます。

妊娠、子育て中の親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供することを通じて、出産や育児の仲間づくりを促進します。

不妊治療の正しい情報の提供や、安心して相談できる体制を整えます。また、不妊治療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。

学齢期の子どもにおいては、体育行事の開催などにより、子どもたちの体力を向上させる機会を提供したり、歯科等の保健指導を通して、健康な身体を育てます。

#### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
83	エンゼルヘルパー派遣事業	妊娠中、出産後4か月以内で昼間、介護者がいない核家族世帯等に、委託業者からヘルパーを派遣し、家事および育児に関するサービスを提供します。	妊娠中若しくは出産4か月以内の昼間介護者がいない核家族世帯	市民の利便性を向上させながら事業を実施	利用者ニーズを反映させ、利便性を向上	保育支援課
84	母乳哺育の推進	母乳哺育に関する啓発活動を推進します。新生児訪問を充実するなど、機会を捉えて母乳哺育の浸透を図ります。また、母乳についての相談を実施するとともに、母乳哺育への支援・ケアを行います。	母子	母乳哺育向上のため保健所において母乳教室を実施	各区保健福祉センターにおいて実施し哺育率を向上	健康企画課

85	健康診査等① (妊婦健康診査(B型肝炎検査・母子栄養強化・妊娠中毒症療養援護費含む)	妊娠期の健康管理を行うため、医療機関に委託し妊娠中に14回の健康診査を実施するとともに、受診率の向上を目指します。	妊婦	妊婦健診を5回から14回へ拡充し、妊娠産婦歯科健診を実施	継続して実施し、受診率を向上	健康企画課
86	健康診査等② (乳児、4か月児、1歳6か月児、3歳児健診等・子ども向け)	保健所・保健福祉センター・協力医療機関等において、各種健康診査を実施するとともに、保護者に対して各種相談・助言等を実施するとともに、受診率の向上を目指します。	乳幼児・乳幼児の母親	各区において集団健診を、医療機関委託で個別健診を実施	継続して実施し、受診率を向上	健康企画課
87	育児サークルの支援	育児のための知識の普及と子育てのできる仲間づくりを目的とする育児サークルを支援します。	乳幼児の保護者	各地域において実施	支援内容を充実	健康企画課
88	母親＆父親学級	初妊婦およびその夫に対し保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師が、保健、お産の準備、保育、父親の役割などをわかりやすく指導します。	初妊婦・初妊婦の夫	各区で月1コース(3日間程度)実施	講習内容を充実	健康企画課
89	育児教室	集団の親子遊びを通して母親の育児不安を軽減し、積極的に育児に取り組めるようにします。	1歳6か月児健診後の親と子	各区8~10回開催	継続して実施	健康企画課
90	妊産婦・新生児訪問指導	助産師、保健師が家庭を訪問し、相談指導を実施します。	妊婦・新生児の保護者	助産師18人を雇用し、妊産婦・新生児とも約1,300件実施	継続して実施	健康企画課
91	乳幼児歯科相談	乳幼児を対象に歯科衛生士が、個別に歯科相談を実施します。	乳幼児と保護者	年164回実施	継続して実施	健康企画課
92	小児肥満予防相談	3歳児健診で、肥満度15%以上の子どもを対象に栄養相談等を実施します。	3歳児	健診当日もしくは個別に相談を実施	継続して実施	健康企画課
93	育児相談	乳幼児が心身共に健やかに発育をすることを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。	乳幼児の保護者	電話や面接などにより実施	継続して実施	健康企画課
94	育児講座・母子講演会	母親学級受講者や乳児を持つ母親を対象に育児や疾病について医師が講演を行います。	妊婦・乳幼児の保護者	各区において育児講座年1回、母子講演年4回程度開催	継続して実施	健康企画課
95	離乳食教室	咀しゃく力を獲得するための発達に応じた調理形態及び食品の選択等について、管理栄養士が支援します。	生後6~8か月児の保護者	年51回実施	継続して実施	健康企画課
96	パパママ子育て教習所	子どものこころの発達や接し方などについて、心理士が講演を行います。	2歳児をもつ保護者	各区において年3回実施	継続して実施	健康企画課
97	2歳児むし歯予防教室	1歳6か月児健診以降に急増するむし歯の予防を図るため、むし歯予防教室を実施します。	2歳児と保護者	年218回実施	継続して実施	健康企画課

98	小児ぜん息教室	疾病の理解、健康保持・増進を目的とした講演会とぜん息教室を実施します。	小児ぜん息児と保護者	保健所において年1回実施	継続して実施	健康企画課
99	不妊専門相談センター・特定不妊治療費助成	不妊に関する複雑な悩みに対し、不妊専門相談センターで、専門的・医学的な相談・支援を行います。 また、不妊に悩む夫婦の経済的負担軽減を図るため、治療費の助成を行います。	不妊に悩む夫婦等	不妊専門相談センターは保健所で実施	継続して実施	健康企画課
100	健康教育推進事業	喫煙防止教育、薬物乱用防止教育等、心身の健康に重点をおいた健康教育を実施し(健康教育研究推進校を指定)、充実を図ります。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	健康教育研究推進校(1校)指定	継続して実施	保健体育課
101	各種検診検査事業	学校保健安全法に基づき、結核、心疾患、腎疾患、脊柱側わん症を始めとする各種検診検査を実施します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	小学校 120校、中学校 57校、特別支援学校2校で検診事業を実施	継続して実施	保健体育課
102	学校歯科事業	歯科衛生士による口腔衛生指導を実施します。また、市内2中学校区の学校で、歯科医による歯科啓発事業を実施し、内容の拡充を図ります。  保健団画・ポスター表彰、8020 運動普及及び標語の表彰	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	口腔衛生指導(小学校 113校、中学校 54校、特別支援学校2校で実施)歯科啓発事業(小学校6校、中学校2校で実施)	継続して実施	保健体育課
103	小学校各種体育大会等事業	児童の体力の向上、体力づくりの日常化を促進するため、陸上、表現、球技の各種体育大会を開催します。	市立小学校の5・6年生児童	表現運動発表会・陸上大会・球技大会の実施	継続して実施	保健体育課
104	中学校運動部活動指導者派遣事業	運動部における専門的な指導を充実するため、派遣指導者が必要な学校に対し、教育委員会が指導者を派遣(年間)し、内容の拡充を図ります。	市立中学校において派遣指導者が必要とする運動部	必要とする学校に派遣(62人、24回実施)	継続して実施	保健体育課
105	中学校体育大会事業	スポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康増進のため市総合体育大会等を開催します。	市立中学校在学の市総合体育大会等参加生徒	県:交通費補助 関東・全国:交通費と宿泊費補助	継続して実施	保健体育課
106	学校体育行事等補助事業	児童生徒のスポーツへの関心喚起・意欲醸成のため、本市児童生徒が関わる各種体育大会経費を負担金として助成します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	各種体育大会等を主管する市及び県小中体連への経費を負担します。	継続して実施	保健体育課

### 基本施策 1.3 安心して医療を受けられるようにする

子どもが急病の時に安心して適切な医療が受けられるよう、夜間や休日等の救急医療体制を整備します。また、子どもの医療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。

#### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
107	休日救急診療所管理運営事業	休日救急診療所で、休日および年末年始の初期診療を実施します。ねたきり老人及び心身障害者(児)の歯科診療を実施します。	市民(休日等の救急患者等)	診療日数 72日、小児科患者数 8,057人(H20年度実績)	継続して実施	健康医療課
108	救急医療確保対策事業	救急医療に対する需要等に合わせ、休日、夜間の初期救急医療体制、二次救急医療体制の充実・強化を図ります。	市民(休日夜間の救急患者)	診療日数 72日(休日)、小児科二次搬送患者数 129人(休日)、診療日数 365日(夜間)、小児科二次搬送患者数 430人(夜間)(H20年度実績)	継続して実施	健康医療課
再掲 (18)	子どもの医療費に対する助成	* No18 を参照				
109	国民健康保険被保険者証の交付	子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、資格証明書交付世帯のうち、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある被保険者に国民健康保険被保険者証を交付します。	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	平成21年12月から実施	継続して実施	健康保険課
110	小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性疾患の治療研究事業を推進するとともに、患者家族の医療費の負担を軽減します。	国が指定した対象疾患児童	実施	継続して実施	健康企画課
111	ぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業	國の小児慢性特定疾患治療研究事業の対象とならないぜんそく患者等のうち、市の基準に該当する患者の健全な育成を図るとともに、患者家族の医療費の負担を軽減します。	市が指定した対象疾患児童	実施	継続して実施	健康企画課
112	未熟児養育医療事業	出生体重2,000g以下および生活力が特に薄弱の児童を対象に入院養育が必要と認められた児童について医療費の一部を助成します。	未熟児の保護者	実施	継続して実施	健康企画課
113	育成医療給付事業	身体に障害のある児童等に対し、手術等により障害の除去軽減ができる場合に、医療費の一部を助成します。	児童の保護者	実施	継続して実施	健康企画課

## 基本施策 1 4 食を通じて心身の健全育成を図る

子どもたちの健全な食生活の実現と健全な心身の成長を育むためには、乳幼児期から豊かな食に関する経験を重ねることが大切です。

このため、保育活動や教育活動を通じた食育の推進を図るとともに、農業や調理などの体験を通じて食への関心と理解を深めます。

### ◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
114	健康づくり推進事業	学校における食育指導(給食時間・総合的な学習の時間・家庭科、クラブ活動)を行います。	児童生徒・教職員	小学校 120 校、中学校 57 校、特別支援学校 2 校で食育指導を実施	食育指導を充実	保健体育課
115	地域における食育の推進	食生活改善推進員などのボランティアや関係機関・団体と連携して、親子・子ども料理教室を開催するなど、地域における食育を推進します。	幼児・小学生・中学生	食生活改善推進員による地域活動回数(親子・子ども関係) 150 回	食生活改善推進員による地域活動回数(親子・子ども関係) 180 回	健康企画課
116	地域子育て支援センターにおける食育に関する講座等	地域子育て支援センター等の育児講座の中で、食育に関する講座等を実施します。	子育て中の親	食育等の講座を実施	継続して実施	保育支援課
117	保育所における食育の推進	野菜の栽培・収穫体験や調理にかかる体験など千葉市食育推進計画を踏まえ食育の推進を図ります。食育講座等を実施し、地域の特性を生かした保育所の食育を研究し推進します。	市立保育所・民間保育園の入所児童、その保護者及び地域の子育て中の親	入所児童を対象に、野菜の栽培・収穫や調理体験等、地域の特性を生かした「食育」を実施	継続して実施	保育運営課
118	生産者による出張授業	小学校における市内産農産物を使用した学校給食共通メニューの日に合わせて、食材を提供している生産者による出張授業及び児童と生産者との給食の会食を行うことにより、児童と生産者の交流の場を設け、児童及び児童を介してその保護者等に栽培過程、栽培の苦労及び千葉市農業の概要等を伝え、「食」と「農」に対する関心と理解を深めることを目的とします。	小学生	4 回(校)以上、新規品目を加えた 4 品目	4 回(校)以上、新規品目を加えた 4 品目	農政センター営農指導課